最終更新日:2016年6月29日
株式会社　文溪堂
代表取締役社長　水谷　泰三
問合せ先:取締役管理本部長　渡邊　明彦
証券コード:9471
http://www.bunkei.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業倫理の重要性を認識し、かつ経営の健全性・透明性の向上を図ることを目的として、より一層、株主価値を重視したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。今後もこのような視点に立ち、株主の皆様の権利保護や平等性はもちろんのこと、タイムリーディスクロージャーを重視し、幅広い情報開示や継続的なIR活動に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4】
現在、当社の株主名簿における外国人株主は、登録されておりません。今後、外国人の所有比率が20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を検討していきます。

【補充原則3－1－2】
現在、当社の株主名簿における外国人株主は、登録されておりません。今後、外国人の所有比率が20%以上となった時点で、招集通知の英訳を検討していきます。

【補充原則4－1－2】
当社では、中期経営計画とその実績との乖離が生じやすく、公表による市場のミスリードの危険性を考慮して、中期経営計画は公表しておりません。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、取締役9名中1名が社外取締役、監査役4名中4名が社外監査役であり、役員13名中5名が独立役員である旨を名古屋証券取引所に届けております。独立役員の比率は3分の1を超過しております。また、社外役員5名は、教育者2名、弁護士、税理士、行政経験者であり、多種多様な独立役員で構成しており、独立社外取締役は現在1名でありますが、企業価値の向上に十分に寄与できる体制であると考えております。

【補充原則4－8－1】
独立社外取締役は原則4－8に記載の通り1名であり、独立社外者のみを構成員とする会合はありません。社外取締役は、経営会議の内容、業務の進捗状況等の詳細な報告を受け、順法推進委員会への参加等により情報等を共有しており、取締役会の議論に積極的に参加し、その責務を十分果たしていると考えております。また、独立社外役員である監査役とは、情報交換が必要な場合は会合を設けております。

【補充原則4－10－1】
取締役・監査役候補者の指名については、社外取締役を含む取締役会において、当社業績及び企業価値の向上に対する貢献度、適材適所の観点、知識・経験・能力のバランス等、総合的に検討し決定しております。また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、職責や成果を反映した報酬体系としており、社外取締役を含む取締役会において適切に決定されております。
以上の事から、任意の諮問委員会等は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えております。また、財務・会計に関する適切な知見を有している監査役(税理士)を選任し、取締役会には、多様な意見があり活性化しております。取締役会終了前には、監査役から総評があり、取締役も真摯な態度で受け止めております。
今後も、取締役会の機能の向上を図るように努めてまいります。

【補充原則4－11－3】
当社では、原則として毎月1回以上取締役会を開催し、重要な案件の審議・決議を行っており、社外役員5名(社外取締役1名、社外監査役4名)をメンバーに加えることにより取締役会としての判断や会議の運営など、取締役会全体の実効性を担保していくように努めております。
社外役員からは業務執行体制および監督体制をはじめ、取締役会そのものの実効性等について適正を確保するための質問、助言等をいただき、主要な内容については取締役会議事録に記載するとともに、速やかに取締役の業務執行に反映させており、今後さらに実効性を高めてまいります。

【補充原則4－12－1】
(i)の取締役会資料の配布については、事前配布に心掛けておりますが、日程等において資料提出が困難な場合や経営判断のスピードを重視する観点等により、実施できない場合があります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
1. 政策保有に関する方針
当社の出版・教具事業では、今後も成長を続けていくための開発・生産・販売等の過程において、また、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持のために、様々な企業との協力関係が必要と考えております。そのため、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に検討し、中長期的な企業価値の向上に必要な場合に、該当の企業の株式を政策保有株式として保有しております。

政策保有株式については、有価証券報告書で開示し、取締役会で詳細報告を実施しております。
2．議決権行使に関する基本方針
当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうか等の視点に立って総合的に判断いたします。これにより、当社の企業価値の向上と株主・投資家の皆様の中長期的な利益に繋がると考えております。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、当社が関連当事者間の取引に該当する取引等を行う場合には、法令及び社内規程により、必要に応じて専門家の意見を聴取したうえで、社外取締役・社外監査役が出席する取締役会で承認決議・報告等を行い、適切に監視しております。また、関連当事者間取引の有無や状況については、事業年度ごとに「関連当事者取引確認書」の提出を義務付け確認しております。また、主要株主との取引については、会社や株主共同の利益を害することのないように、一般取引と同様に担当取締役・代表権のある会長・社長の事前の確認及び、必要に応じて取締役会に付議するなど、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則3－1　情報開示の充実】
(i)当社の企業理念であります「21世紀の人づくりを通じて、社会に貢献する教育と文化の創造企業をめざそう」を常に念頭に置き、現場第一主義の姿勢を堅持し、社内外の英知を結集して多様化・個性化する教育現場のニーズに対応した教材づくりを目指しております。また、“若さとアイデアに生きる文溪堂”に相応しい行動力とアイデアを駆使し、株主様はもとより、お客様やお取引様からの信頼と期待に応えるべく、企業変革の必要性を認識しつつ、常に活性化した“ゆめ企業＝文溪堂”を目指して鋭意努力してまいります。
国の教育施策を踏まえ、当社グループとしましては、新しい教育の方向性を見定めながら、社会の変化や教育現場のニーズを的確に捉え、下記の5項目に重点を置いた経営を進めてまいります。
(1)当社グループの主体事業である出版部門においては、「のびる学力・たしかな教材」を商品企画の基本理念とし、従来の教材の既成概念にとらわれない新しいタイプの教材を開発する。また、市販図書における出版ジャンルの拡充を目指していく。
(2)出版以外の部門においては、教材・教具の商品企画の充実や販売網の拡充を実施するとともに、新たに進出した中学校・高等学校への教材・教具の販路拡充を推進する。
(3)学校のICT化に対応し、ペーパーとソフトウエアを融合させた新しい教材や、校務の負担を軽減し教師を支援するソフトウエアなどの研究・開発に取り組んでいく。また、販売網の拡充を目指していく。
(4)知的所有権が益々尊重される折、当社グループの商品開発力を駆使してアイデア性、独創性の高い教材・教具類の開発と、その権利化を図っていく。
(5)当社グループの連結経営機構の構築を推進し、業務の効率化や収益力の向上を図っていく。
また、当社の資本政策は、株主価値の持続的な向上を目指し、長期にわたり安定的な経営基盤の確立に努めるとともに、拡大する事業機会を迅速、的確に捉えるために必要となる十分な株主資本を保持することを基本的な方針としております。
配当につきましては、安定的な配当を行うとともに、業績連動型の配当を行うことを基本方針としております。具体的には、株主の皆様に対する利益還元をより一層充実させる観点から、文溪堂単体の当期純利益の40%相当額を目処に年間配当金を決定しております。また、利益水準に関わらず最低年間配当金として、1株当たり7円50銭を目標としております。

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、当報告書の1.「基本的な考え方」をご参照ください。
当社は、長期的な企業業績の維持向上を図るため、グループ競争力強化に向け、コーポレートガバナンスの確立を重要課題として認識し、その強化に取り組んでおります。監査役制度採用のもと、当社では4名の監査役全員が社外監査役であり、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法律上の機能に加え、順法推進委員会、内部統制リスク管理委員会等、様々なガバナンスの仕組みを整備するとともに、株主の皆様や投資家の方々に経営状況についての情報提供をすることで、健全性、効率性、透明性の高い経営を進めてまいります。

(iii)当社の取締役報酬額は、基本報酬（月次・定額）と賞与（年次・業績連動）により構成し、特に賞与については会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。また、取締役は、月額報酬から一定額の自己株式を購入し、株主の視点に立った経営努力をしております。社外取締役・監査役は、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与支給はありません。決定するに当たっての手続きとしては、会長が上記方針に従い検討し、取締役会で承認しております。

(iv)取締役候補の指名に当たっては、会長と社長が当社業績及び企業価値の向上に対する貢献度、適材適所の観点、知識・経験・能力のバランス等、総合的に検討し、社長以下の取締役で構成の経営会議で確認後、取締役会で決定しております。
監査役候補の指名に当たって、当社4名の社外監査役は、原則、(1)教育者としての経験者(2)弁護士(3)税理士(4)行政の経験者を候補者としております。候補者は、専門的見地及び独立した立場から、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監督するために相応しい人物であるか、また、当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがない人物であることを基準に経営会議で検討し確認後、取締役会で決定いたします。なお、監査役候補者の指名については、経営会議での検討内容を監査役会に報告し、監査役会の同意を得たうえで取締役会に付議しております。

(v)取締役候補者及び監査役候補者については、上記(iv)の経営会議の検討内容・選任した理由を、取締役会で説明しております。
社内取締役候補者については、その経歴を株主総会招集通知にて開示し、社外取締役候補者及び社外監査役候補者については、その経歴及び選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4－1－1】
法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項及び、当社の取締役会規程に「取締役会に付議すべき事項」を設けて、経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしております。また、意思決定の迅速化を図るために、経営会議にて決定したこと等の業務内容を、取締役会で担当役員が報告しております。何を経営陣に委ねているかに関しては、月2回開催される経営会議の内容を、毎月開催される監査役会において社外監査役4名に取締役管理本部長が詳細に説明しております。また、会長には取締役管理本部長が経営会議の報告を実施しております。社外取締役には、毎月、東京本部長が経営会議の内容を詳細に説明しております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役の独立性判断基準につきましては、名古屋証券取引所が定める基準に準じております。つまり、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者）であります。また、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。
社外取締役は独立役員に指定し、届け出を行っております。
社外取締役の選定にあたっては、取締役会における率直・活発で建設的な検討が期待できる人物を候補者としております。

【補充原則4－11－1】
取締役会の機能を効率的かつ効果的に発揮するとともに、取締役会の活性化を図る観点から、定款において取締役の員数を12名以内と定めております。
取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方と同様であり、そ

の基準については、原則３－１（iv）の記載のとおりであります。また、取締役会には、当社の業務に精通した「社内取締役」と、社外における豊富な経験と知見を有する「社外取締役」に加え、議決権は有しないものの、それぞれの分野で専門的な知見を有する監査役（４名全員が独立役員として届出済み）が議事に参加しており、取締役会全体として専門的知識や経験・能力等が備わった構成となるように選任を行っております。

【補充原則４－１１－２】
当社の取締役及び監査役の兼務状況につきましては、定時株主総会招集通知や有価証券報告書におきまして、毎年開示を行っております。
なお、現任の取締役９名、監査役４名におきまして、他の上場会社の役員を兼務している者はなく、その職責を十分に果たしております。
社外役員の取締役会、監査役会への出席状況につきましても、株主総会招集通知にて情報開示を行っており、出席率は高く、その役割・責務を適切に果たしております。

【補充原則４－１４－２】
当社では、取締役及び監査役に期待される役割と責務を全うできる人物を選任しております。それを踏まえ、内部昇格による新任役員については、経営者として習得しておくべき、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図るために、第三者機関による「新任取締役セミナー」に参加しております。また、社外役員については、経営会議の報告、部長及び担当役員からの業務説明会を開催するなど業務内容を理解する機会を継続的に提供して、会社の事業や機能等を理解していただいております。このほか、随時、取締役・監査役に対し、経営者クラスのセミナーの機会を提供しております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、継続的かつ中長期的な企業価値の向上を図るため、社長をはじめとする経営幹部による株主・投資家との対話等の取組みを推進しております。
株主総会は株主に対する説明責任を果たす場と位置付け、株主総会招集通知等での積極的な情報開示とともに、当日の総会の場では株主からの質問に対する丁寧な説明に努めております。また、株主・投資家の皆様との建設的な対話を実現するため、取締役管理本部長をIR統括担当の取締役に指定しております。特に、名古屋証券取引所が開催する名証IRエキスポには、社長、IR統括担当取締役、総務部の担当者が参加し、経理、営業等関連部署と連携をとり、積極的に株主・個人投資家との対話を実施しております。また、対話を通じて得た意見・情報等は、適宜、経営会議又は取締役会に報告し検討しております。
なお、株主・投資家との対話に際しては、名古屋証券取引所が開催するインサイダー取引に関するセミナーに出席し、法令違反を生じないよう適切に情報を管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社清林渓聲会	880,000	13.33
水谷　清吉	584,024	8.84
株式会社大垣共立銀行 （常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	317,700	4.81
文溪共栄会	306,800	4.64
文溪堂従業員持株会	278,608	4.22
株式会社十六銀行	235,060	3.56
水谷　雄二	197,670	2.99
水谷　邦照	194,082	2.94
サンメッセ株式会社	193,800	2.93
一般財団法人総合初等教育研究所	163,380	2.47

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成28年３月31日の状況です。上記の他、当社が保有する自己株式242,964株があります。
上記大株主の水谷清吉氏は平成27年８月28日に逝去いたしましたが、平成28年３月31日現在、名義変更手続きが未了のため、株主名簿上の名義に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
霜鳥　秋則	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
霜鳥　秋則	○	―――	教育行政の豊かな経験及び幅広い見識を有しており、当社の経営に有益な助言、指導等を期待し、社外取締役として選任しております。当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社内規程に基づき、監査役と会計監査人とは、緊密な連携を保ちながら積極的に情報交換を行い、効率的な監査を実施しております。なお、年数回は監査役会において、監査体制、監査計画、監査実施状況などの報告を受けております。
また、各監査役はそれぞれ独立して監査を実施しているものの、内部監査担当と緊密な連携を保ち、必要に応じて相互の監査結果情報を交換し、監査効率の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
日比　治男	その他													
後藤　真一	弁護士													
南　博昭	税理士													
丹羽　修	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日比　治男	○	―――	教育者としての経験に基づいて、また独立した立場から取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監督するため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
後藤　真一	○	―――	弁護士としての専門的見地から、また独立した立場から取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監督するため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

南　博昭	○	―――	税理士としての専門的見地から、また独立した立場から取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監督するため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
丹羽　修	○	―――	行政の経験、見識に基づいて、また独立した立場から取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監督するため、社外監査役として選任しております。 当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役及び社外監査役全員を、独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役報酬額は、基本報酬（月次・定額）と賞与（年次・業績連動）により構成し、特に賞与については会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

基本報酬152,700千円、役員賞与引当金に繰り入れた賞与38,000千円、合計190,700千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、当社の定める一定の基準に基づき算定し、代表取締役会長が役位、職責等を勘案し、当社グループの業績を考慮のうえ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で検討し、取締役会で承認しております。また、監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、必要と要望に応じて補助スタッフを置くこととしております。また、情報伝達についても、必要に応じて内部監査担当や各部署より報告をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・取締役会は、代表権を持つ会長と社長の他、相談役、取締役6名（うち、社外取締役1名）の計9名で構成されております。取締役会（定例）については、株主総会終結の直後の開催、決算取締役会の開催（年2回）及び毎月1回で年15回開催しております。取締役会規程添付の「取締役会決議事項」に定める付議すべき事項について決議し、決議の方法は取締役会の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決定しております。
・経営会議は、社長以下の取締役（社外取締役を除く）で構成され、毎月2回開催し、取締役会の付議事項に関する基本方針の事前審議及び経営活動に関する重要事項を協議決定しております。
・監査役会は、常勤監査役を含む4名全員が、独立役員である社外役員で構成され、おおむね毎月1回開催するほか、取締役会その他重要な会議に出席し、子会社を含めた営業概況や財産の状況、コンプライアンス体制等の会社の重要情報に関する報告を受けており、客観的立場から取締役の職務執行を監視しております。監査役会の決議とは、監査役の合意を必要とする事項を決定することをいい、決議の方法は、監査役全員の過半数をもって決定しております。
・内部監査に関しましては、内部監査担当が、当社の全部署を対象とした業務監査を定期的に実施し、業務の適正な運営・改善・能率の増進を図っております。
・法令順守に関しましては、取締役、監査役、顧問弁護士、法務・渉外担当等で構成する「順法推進委員会」を設置し、定期的な開催により、経営に法律面のコントロール機能が働くようにしております。なお、顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じてアドバイスを受けております。
・会計監査は、新日本有限責任監査法人と契約を結び、外部監査を受けております。
公認会計士の氏名
安田　豊
倉持　直樹
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　9名
その他　7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や業態を勘案し、社外からのチェックという点では、多面的に取締役の職務の執行が監視できるように、教育者、弁護士、税理士、行政経験者などから人選を行っており、監査役4名はすべて独立役員として名古屋証券取引所に届出を行った社外監査役であります。
また選任理由に記載しておりますとおり、監査役はそれぞれが有する専門的見地・経験・見識をもとに、一般株主と利益相反を生じるおそれがない客観的な立場から取締役の職務の執行を監視しております。
さらに、経営に対する監督機能の充実及び今後の経営基盤の強化を図るために社外取締役1名を選任しております。また、社外役員は5名であり、その内訳は、教育者2名、弁護士、税理士、行政経験者であり、多種多様な独立役員で構成しており、経営に対する監督の機能面での体制は十分に整っていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の前に発送をしております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	投資家との相互のコミュニケーションを図ることを目的として、名古屋証券取引所主催の「名証IRエキスポ」に出展し、来場者に対して事業内容や業績の推移などの説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社のホームページに「決算情報」を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成25年7月にISO14001の認証を返上いたしましたが、当社独自の環境保全活動を継続的に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの構築は、可及的速やかに実行すべきものとし、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を作ることを目的とする。

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務に係る文書・情報の取扱いは、社内規程に基づき、適正に保管・管理を行う。
（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機が発生した場合は、社内規程に基づき、速やかに対応する。
（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・重要事項については多面的な検討を行い、慎重に決定するために経営会議で審議する。
・定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
・取締役は社内規程に基づき、分掌範囲で責任を持って職務を遂行する。
（4）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・取締役及び使用人は、社内規程に基づき、法令を順守し、それぞれの立場で自らの問題としてとらえて業務運営にあたる。
・内部監査担当は、当社の全部署を対象とした業務監査を定期的に実施し、業務の適正な運営・改善・能率の増進を図る。
（5）当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・社内規程に基づき、子会社の管理を明確にし、指導・育成を促進する。
・当社は、毎月１回、当社の取締役会に子会社の社長を出席させ、子会社における重要な事象について報告させるとともに、対応を協議する。
・監査役は社内規程に基づき、子会社に経営概況の報告を求め、必要な場合は調査を行う。
・子会社は、その事業の性質及び規模に応じて、事業や投資に関するリスクを適切に管理し、当社は、当該子会社のリスク管理体制の運用を支援する。
・当社の内部監査担当は、監査計画に基づき定期的に子会社の内部監査を実施し、業務改善指導を通じて、企業集団における業務の適正の確保に努める。
・子会社は、その取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の定める法令順守規程に従う。
（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社では現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、必要と要望に応じて監査役の補助スタッフを置くこととし、その人事は取締役会と監査役会の承認を得るものとする。
（7）監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、予め監査役会の承認を得るものとし、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとする。
（8）当社及び当社の子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社及び当社の子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
・前項の報告及び情報提供としての主なものは次のとおりとする。
月次決算の状況
経営会議決議事項及び取締役社長決裁事項のうち、特に重要な事項
取締役及び監査役について、他社の取締役及び監査役の兼務の状況
特に重要な事業計画の遂行状況
財務に関する重要事項
使用人及び給与に関する重要事項
法務及び広報に関する重要事項
環境保全等に関する重要事項
子会社の収支状況
各担当取締役が重要と認める事項
・当社及び当社の子会社は、上記の報告を行った当社及び当社の子会社の役員、使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
（9）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
（10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は社内規程に基づき、取締役及び会計監査人、内部監査担当と緊密な連携を図り、的確な監査を実施する。
（11）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力・団体に対しては、総務部を窓口とし毅然とした態度で組織的に対応を行う。また、これらの勢力・団体からの介入を防止するために、警察当局等との緊密な連携を図るとともに、当社業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力・団体に対しては、総務部を窓口として毅然とした態度で組織的に対応を行います。また、これらの勢力・団体からの介入を防止するために警察当局等との緊密な連携を図るとともに、当社業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除いたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

